

第4期がん対策推進基本計画における「患者・市民参画の推進」の今後の進め方について（案）

第88回がん対策推進協議会

資料7

令和5年4月28日

現状・課題

- 患者・市民参画に係る記載については、第4期がん対策推進基本計画における「患者・市民参画の推進」の「取り組むべき施策」として、
 - ・ 性別、世代、がん種等を考慮し、多様ながん患者等のがん対策推進協議会及び都道府県協議会等への参画を推進する。
 - ・ 諸外国の公募制、代表制等の事例も踏まえつつ、患者・市民参画の更なる推進に向けた仕組みを検討する。
 - ・ 国は、これまでがん研究分野で推進されてきた、がん患者及びがん経験者の参画の取組に係る知見について、患者・市民参画に関する研究成果も踏まえ、各分野への横展開を行う。とされているところ。
- がん研究の分野では、AMEDにおいて、平成31年3月に「患者・市民参画（PPI）ガイドブック」（右下図）が公開され、平成31年（令和元年）度公募から研究開発提案書に患者・市民参画について記載を求めている。また、令和4年度厚生労働科学研究（※）にて、よりがん研究における患者・市民参画の教育を効果的に実施するための標準教育プログラムの開発を行っている。
※ 令和4年度厚生労働科学研究費補助金「がん研究における患者・市民参画の標準教育プログラムの開発のための研究（研究代表者：有賀悦子）」
- 国立がん研究センターでは、平成20年度より「患者・市民パネル」を募集し、委員はがん情報サービスのコンテンツ作成等に参画している。
- また、第3期がん対策推進基本計画の中間報告書において、
 - ・ 全ての都道府県で都道府県計画の策定が行われており、その協議の場において患者委員の参画を認めている点は評価できる。一方で、全委員に対する患者委員の割合は、13.7%と国の「がん対策推進協議会」の割合（5/20=25%）よりも低くなっている点については、改善の余地がある可能性がある。とされているが、実際の活動状況については明らかではない。



対応方針（案）

- 今後、本協議会で都道府県協議会に参画実績のある関係団体へのヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえ、今後の具体的な取組について議論してはどうか。

関係団体の例：患者団体、患者支援団体等

(参考) 患者・市民参画に係る記載について

がん対策基本法

第6条

国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めなければならない。

第22条

国及び地方公共団体は、民間の団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第25条第2項

協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

がん対策推進基本計画 中間評価報告書（令和4年6月）

IV がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項についての進捗状況

(進捗状況及び指標測定結果)

- 全ての都道府県で都道府県計画の策定が行われており、その協議の場において患者委員の参画を認めている点は評価できる。一方で、全委員に対する患者委員の割合は、13.7%と国の「がん対策推進協議会」の割合（5/20=25%）よりも低くなっている点については、改善の余地がある可能性がある。

4001	都道府県がん対策推進計画の策定過程におけるがん患者を代表する者の参加割合	2020年度 13.7%	2019年度 13.6%
	※ 計算方法は、患者代表委員の人数/都道府県がん対策推進協議会委員総数。（分子・分母ともに4月1日時点の各都道府県の合計）		

(がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項)

- 都道府県計画の策定過程におけるがん患者を代表する者の参加については、国のがん対策推進協議会の参加割合を参考にし、各都道府県とも連携し、偏りのない性別や世代、様々ながん種のがん患者等の意見の把握及び施策への反映を推進していく体制を確保する必要がある。